

愛南町老朽危険空家除却事業補助金について

○補助対象者

- ・老朽危険家屋を有する者、所有する者の相続人
- ・上記の者から空家の除去について委任を受けた者



○補助の要件

- ・1年以上使われていない老朽危険空家であること。
 - ※老朽危険空家の認定を受けたもの【裏面参照】
 - ※併用住宅(例:店舗や倉庫等と併用の住宅)の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅の用途であること
 - ※抵当権の設定がされていないこと又は抵当権者の同意があること
- ・補助対象者に町税等の滞納がないこと。
- ・補助対象者が誓約書の内容を遵守すること。
- ・除去工事の施工者が、町内の業者で、建設業法に基づく建設業の内、土木工事業、建築工事若しくは解体工事業のいずれかに係る建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき解体工事業を施工するために愛媛県知事の登録を受けた者であること。
- ・固定資産税台帳に家屋が記載されていること(課税台帳登録証明書が必要)
- ・相続人が申請する場合は相続権利者の承諾を得ていること
- ・土地と家屋の所有者が違う場合は、土地所有者の同意があること
 - ※空家家を解体することで、固定資産税が増える場合があります。申請者と土地所有者が異なる場合は、土地所有者に必ずお伝えください。

○補助対象とならないもの

- ・公共工事による移転・建替えその他補償の対象になる場合
- ・老朽危険家屋の一部を除去する工事
- ・他の補助制度を利用する場合や倉庫、車庫、店舗、工場などのみの場合
- ・家財道具、機械、車両、庭木・庭石等の処分にかかる費用
- ・既に解体工事に着手しているもの
- ・家の建替えのための除却工事

○補助金の額

- ・老朽危険空家の解体工事費(消費税抜きの工事費)の8割と補助金限度額の80万円を比較して、いずれか少ない方が補助金の額となる。

(例1) 税抜き工事費1,000,000円の場合 $1,000,000円 \times 80\% = 800,000円$ (補助金)

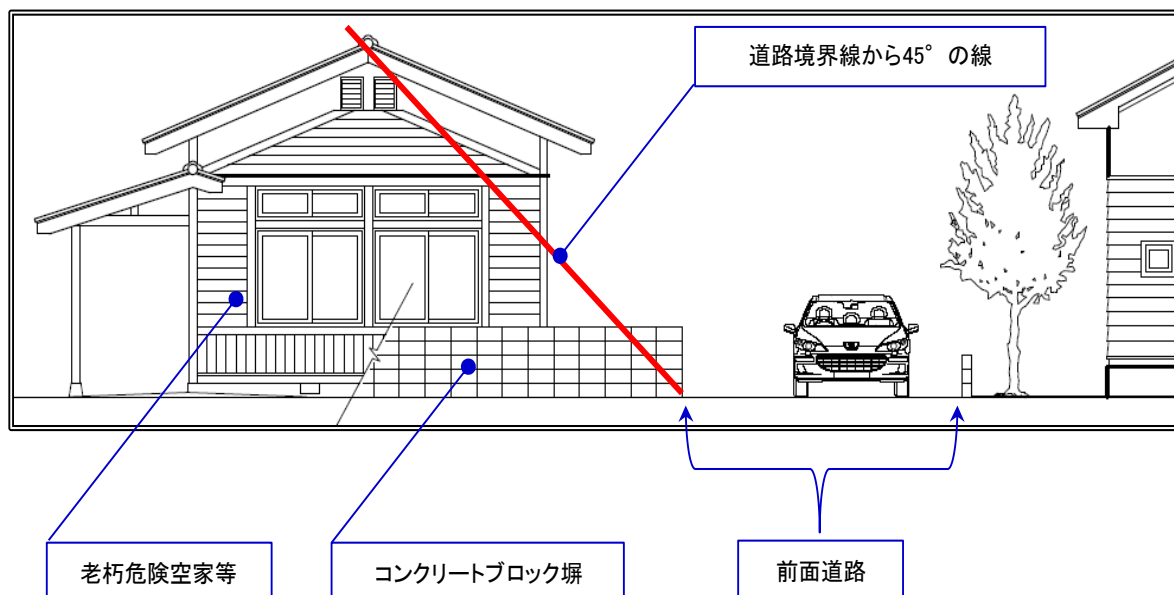
(例2) 税抜き工事費900,000円の場合 $900,000円 \times 80\% = 720,000円$ (補助金)

(例3) 税抜き工事費2,500,000円の場合 $2,500,000円 \times 80\% = 1,600,000円$ となるが、補助金上限が最大80万円であるため、補助金は80万円となる。

●老朽危険空家の認定

・事前調査を実施し、以下の要件をすべて満たすものを老朽危険家屋として認定する。

- ① 空家の不良度の判定が100点以上であること。(100点未満の場合は対象外)
- ② 空家倒壊により敷地と沿道との境界線を越えて避難等に支障を来す恐れがあるもの
※道の境界から45度の線を引き、これに干渉するもの(以下参照)



※「道」…緊急輸送道路、避難路又は、建物が立ち並んでいる道

所有者等には空家等を適正に管理する責任があります。

◆空家等は私有財産であり、その管理は所有者等が行わなければなりません。

空家等を管理不全な状態で放置した結果、家屋の倒壊・飛散等によって、他者に被害を与えた場合には、空家等の所有者(相続人を含む)が責任を問われるケースがあります。

空家等の所有者等(管理者)の皆さまは、定期的に様子を確認し、建物等が倒壊・損壊している場合には修繕・破損部分の落下防止・解体・撤去など空家等の適正管理をお願いします。

問い合わせ先

愛南町建設課 0895-72-7313